

大東市立南郷保育所改築等工事
基本・実施設計業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領

令和7年11月

大東市こども家庭室

— 目 次 —

1. 業務の概要等	2
2. 参加資格	2
3. 全体スケジュール	3
4. 応募手続き	4
5. 審査方法	8
6. 一次審査(書類審査)	8
7. 二次審査(ヒアリング審査)	9
8. 契約候補者(最優秀提案者)の選定	12
9. 契約候補者の公表	12
10. 契約手続き	13
11. 担当窓口(事務局)	13
資料・関連資料.....	13



大東市立南郷保育所改築等工事基本・実施設計業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

はじめに（業務の趣旨）

大東市の公立保育所・幼稚園は、全て昭和40年前後に開設されており、施設の老朽化が進んでいます。幼稚園は平成25年度に大規模な改修工事を実施していますが、保育所については今後、段階的に整備を進めていく必要があります。

また、近年急速な少子高齢化の進展の中、核家族化、女性の社会進出、労働形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、令和7年4月の就学前児童数は、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年4月と比較すると25%程度減少しています。とりわけ、幼稚園ニーズの減少率は著しく、諸福幼稚園も15名となっています。

一方で、保育ニーズについては依然として高く、集団保育の観点も鑑み、本市が取り組むべき、持続可能な社会の実現を目指す施策の根底となる、将来を担う子どもたちの支援を確実に進めるため、公立施設のあるべき姿を再検討し、施設の集約を図ることが必要な時期に差し掛かっているものと判断し、令和8年度末をもって南郷保育所と諸福幼稚園を統合することとしました。また、統合にあたり、現南郷保育所を幼保連携型認定こども園へ移行することも併せて決定したところです。

大東市公共施設等総合管理計画に従い、公立の保育施設について当面は現行の公設公営という管理運営体制を継続しつつ、定期的に運営のあり方について見直しを行います。が、近隣保育園等の動向を踏まえ、今後の施設のあり方を検討することはもとより、国の「保育政策の新たな方向性」や保育提供体制などを踏まえ、子どもたちの多様な保育ニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化、地域との連携、環境との共生などを実現する施設整備が求められており、今後の方向性として、①多様化する保育ニーズへの対応、②支援の必要な子どもの教育・保育の充実、③養育に関する支援を必要とする子どもの保育、④幼保小の連携の4点を掲げているところです。

以上のような趣旨・目的を実現するためには、大東市や保育現場の思いを柔軟に取り入れつつ、設計段階における創意工夫が大変重要であり、設計業務にあたる事業者には高度且つ専門的な技術が要求されます。

本業務は、保育施設の改築にあたり、「大東市こども計画」などの関連計画との整合性を図りつつ、本市の特性に応じた持続的で魅力ある就学前教育・保育の場を構築していくことを目的として、豊富な経験と高い技術力を有し、また発想力豊かな事業者から技術提案を受けるため、本市が特に重視するものとして5つの評価テーマを設定し(9～11ページ)、公募型プロポーザル方式により設計業務事業者を選定するものであります。

【主な改築工事方針】

- (1) 新たな建物の延べ床面積は既設の建物未満とする。
- (2) 施設のバリアフリー化を図る。

- (3) 省エネ及び防犯に配慮した建物とする。
- (4) 洪水等の水害による被害の軽減を意識した建物配置とする。
- (5) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づくエレベーターを設置する。
- (6) 敷地条件に配慮した駐車場及び駐輪場を確保する。(通園バス含む)
- (7) 通常の保育室とは別に地域子育て支援のための部屋を設ける。
- (8) 廊下等、保育室以外の空間も有効に活用できる場とする。
- (9) 部屋をフレキシブルに使えるように可能な限り可動間仕切りを設ける。
- (10) 適切な大きさの収納スペースを設ける。
- (11) 通園バス乗降車時の動線を確保する。(工事期間中、通園バスの駐車場は園外で確保予定)
- (12) できる限り給食の提供を止めることなく既設の保育所を運営しながらの工事とする。
- (13) 共用部の環境を改善し、冬季の寒さや鳥害を防ぐため、内部廊下にする。
- (14) 給食調理室については、安全な給食調理と食育の取組みに活用できる場とする。

1. 業務の概要等

(1) 業務名

大東市立南郷保育所改築等工事基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

本業務は、「大東市こども計画」あるいは「大東市立南郷保育所施設の概要」(以下「施設概要」という。)に基づき、施設の老朽化・社会的劣化等への対策、就学前教育・保育機能の向上を目的に実施する、「大東市立南郷保育所改築工事」及びこれに附随する工事の基本・実施設計業務を行うものである。なお、詳細な内容については、「大東市立南郷保育所改築等工事基本・実施設計業務委託仕様書【改修等】」、「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」を参照すること。

(3) 主な施設の概要 ※「施設概要」も合わせて参照すること。

- ・《名称》大東市立南郷保育所(昭和43年創立)
- ・《所在地》大東市太子田3丁目1番20号
- ・《建物用途》保育所
- ・《敷地面積》3,396.78㎡
- ・《児童数》169名(令和7年11月1日現在)

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日(水)までとする。なお、令和8年9月15日(火)までに当該設計業務委託に関する概算工事費に係る資料を提出すること。

(5) 委託上限額

55,906,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2. 参加資格

今回のプロポーザルに参加できる者は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業、又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体とする。なお、参加資格の基準日は、参加表明書提出日とする。

(1) 単体企業

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ③次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ・国税又は地方税を滞納している者。
 - ・政治活動、宗教活動を主たる目的としている者。
- ④大東市暴力団排除条例に基づく排除措置対象法人等に該当する者でないこと。
- ⑤大東市建設工事等における入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者でないこと。(協力事務所についても同様とする。)
- ⑥建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ⑦配置する技術者が次のいずれの要件も満たす者であること。
 - ・管理技術者は一級建築士の資格を有すること。また、参加者と直接的な雇用関係を有すること。なお、管理技術者は他の業務分野の主任技術者を兼務することはできない。
 - ・管理技術者が1名であること。
 - ・意匠、構造、電気設備、機械設備の各業務分野について、1名の主任技術者を配置すること。また、意匠の主任技術者は、参加者と直接的な雇用関係を有すること。なお、各業務分野の主任技術者は、他の主任技術者を兼務することはできない。
- ⑧他の参加者である設計共同体の構成員となっていないこと。
- ⑨意匠、構造、電気設備、機械設備の各業務分野について、協力事務所が、個別に他の参加者(設計共同体の構成員を含む。)となっていないこと。また、他の参加者(設計共同体の構成員を含む。)の協力事務所となっていないこと。

(2) 設計共同体

- ①設計共同体の結成は、構成員の自主的な意思によること。
- ②設計共同体の構成員の数は、2社又は3社とすること。
- ③構成員の出資比率は、次に掲げる区分に応じること。
 - ・構成員が2社の場合、30パーセント以上。
 - ・構成員が3社の場合、20パーセント以上。
- ④全ての構成員が、(1)①～⑨までを全て満たす者であること。
- ⑤全ての構成員が、他の参加者である設計共同体の構成員又は協力事務所となっていないこと。
- ⑥代表構成員が次のいずれの要件も満たす者であること。
 - ・管理技術者を配置できること。
 - ・設計共同体への出資比率が、構成員中最大の者であること。
- ⑦設計共同体の構成員が次のいずれの要件も満たす者であること。
 - ・意匠、構造、電気設備、機械設備の各業務分野について、主任技術者を配置できること。

3. 全体スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。なお、土曜日・日曜日及

び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には行わない。

全体スケジュール

日時又は期間	内 容
令和7年11月26日(水)	募集要領等の公示(公募開始)
令和7年11月26日(水)～ 12月3日(水)午後5時まで	質問書受付期間
令和7年12月5日(金)予定	質問書に対する回答(HPに回答)
令和7年11月26日(水)～ 12月10日(水)午後5時まで	参加表明書等(一次審査)受付期間
令和7年12月17日(水)	一次審査結果通知
令和7年12月22日(月)、23日(火)	現場見学会(希望者のみ)
令和8年1月7日(水)～ 15日(木)午後5時まで	技術提案書等(二次審査)の受付期間
令和8年1月27日(火)	技術提案書等の審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)
令和8年2月上旬～2月中旬	二次審査結果通知
令和8年2月中旬～2月下旬	契約締結

※スケジュールに変更が生じた場合は、HPに掲載する。

4. 応募手続き

(1) 募集要領等の公表

①公表方法

令和7年11月26日(水)に募集要領等を、大東市福祉・子ども部こども家庭室保育幼稚園グループのホームページに掲載する。必要に応じて様式等をダウンロードし使用すること。

②質問書受付

(ア)受付期間

令和7年11月26日(水)～12月3日(水)午後5時まで

(イ)提出方法

質問書(様式第13号)に記載の上、電子メールにより提出すること。なお、誤送信により質疑回答が行えないことを避けるため、提出後は必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

(ウ)質問書に対する回答

上記の質問に対する回答は、令和7年12月5日(金)、ホームページに掲載する予定である。個別には回答しない。

(2) 参加表明書等の提出

①提出書類

(ア)参加表明書

(単体企業の場合は様式第1-1号、設計共同体の場合は様式第1-2号)

(イ)設計共同体協定書(様式第2号) ※該当する場合のみ

(ウ)会社の概要について、以下の書類を提出すること。なお、設計共同体で参加する場合は、構成員全てについて提出すること。

- ・会社概要(様式第3号)

- ・法人登記簿謄本又は登記事項証明書(全部事項証明書) ※発行日から3カ月以内のもの。複写可。

- ・印鑑証明書※発行日から3カ月以内のもの。複写可。

- ・法人税・消費税の納税証明書(国税)(※税務署発行の納税証明書(その3の3)を提出すること。書式は限定。)*発行日から3カ月以内のもの。複写可。

- ・法人市民税の納税証明書(大東市税)・固定資産税の納税証明書(大東市税)・軽自動車税の納税証明書(大東市税)(※大東市に納付した直前2年度分の納税証明書を提出すること。なお、大東市に納税義務を要しない場合は、納税証明書の提出は不要。)*発行日から3カ月以内のもの。複写可。

- ・財務諸表(確定申告書)の写し(*令和7年1月1日までに終了した直前1事業年度の決算における貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の写しを提出すること。)

(エ)業務実施体制(様式第4号)

(オ)協力事務所の名称等(様式第5号) ※該当する場合のみ

(カ)管理技術者の経歴等(様式第6号)

※様式で求められている添付書類も合わせて提出すること。

(キ)主任技術者の経歴等(様式第7号)

※様式で求められている添付書類も合わせて提出すること。

(ク)事業者の過去10年間の受賞歴(様式第8号) ※該当する場合のみ

(ケ)「2. 参加資格」を証するものとして、以下の書類を提出すること。

- ・国税及び地方税の滞納がないことを証明するもの(様式任意、宣誓書可)

- ・一級建築士事務所の登録証明書の写し

- ・管理技術者及び意匠分野の主任技術者が社員であることを証明するもの(健康保険証の写し等)

②提出部数

1部

③提出期間

令和7年11月26日(水)～12月10日(水)午後5時まで

④提出方法

持参又は郵送(必着)による。

※郵送の場合は、必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

⑤提出先

担当窓口(12ページに記載)まで提出すること。

⑥留意事項

(ア)参加にあたって必要となる費用は、全て参加者の負担とする。

(イ)使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(ウ)提出された書類は返却しない。

(エ)提出された書類は、本プロポーザル手続きによる事業者の選定以外の目的では使用しない。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、大東市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

(オ)提出された書類は、本プロポーザル手続きのため必要な範囲内において複製することがある。

(カ)書類提出後、原則、書類の追加・差し替え・修正は認めない。

(キ)書類提出後、原則、管理技術者及び主任技術者の変更は認めない。

⑦失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

(ア)参加資格要件を満たしていないことが判明した場合。

(イ)提出された書類の記載内容に明らかな虚偽が認められた場合。

(ウ)提出期間、提出方法、提出先、所定の様式を守らなかった場合。

(エ)本市の附属機関「大東市立南郷保育所改築等工事基本・実施設計業務委託に係る大東市プロポーザル方式事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の委員に接触する等、公正・中立な審査に影響を与える行為が認められた場合。

(オ)その他、選定委員会が不適格と認めた場合。

(3) 現地見学会の実施

技術提案書等の提出者として選定された事業者を対象として、以下のとおり、現地見学会を実施する。

① 実施場所・所在地

大東市立南郷保育所(大東市太子田3丁目1番20号)

② 日程

・令和7年12月22日(月)、23日(火)

・午前9時から12時まで又は午後1時から4時までの時間枠を予定

・先に申込を行った事業者から順に希望の時間枠にて見学会を実施する。

③見学対象施設

(ア)園舎内(給食室を除く)

(イ)園舎周り、駐輪場

※担当職員が同行する。なお、園運営の都合上、一部の保育室については見学できない場合がある。

④申込方法

・令和7年12月18日(木)午後5時までに電話にて担当窓口まで申し込むこと。

⑤見学方法

・現地見学は、事業者ごとに実施する。

・参加者は、5名以内とする。

・カメラ等による撮影は可とするが、園児や保育所関係者が特定されるような形で写りこまないよう注意すること。

・保育活動に支障をきたさないよう留意のこと。

・保育所敷地内は全面禁煙となっているので留意のこと。

・保育所敷地内に見学者用の駐車場はないので留意のこと。

(4) 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出者として選定された事業者は、以下のとおり、技術提案書等を提出すること。

①提出書類

(ア)技術提案書

(単体企業の場合は様式第9-1号、設計共同体の場合は様式第9-2号)

(イ)業務実施方針に関する提案書(様式第10号)

※提出者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名・組織名、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等)を記載してはならない。

(ウ)評価テーマに対する提案書(様式第11号)

※提出者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名・組織名、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等)を記載してはならない。

※評価テーマについては、「7. (2)技術提案を求める評価テーマ」に記載している。

(エ)価格提案書(見積書、様式任意)

②提出部数

正本1部のほか、副本10部(複写可)を提出すること。

③ 提出期間

令和8年1月7日(水)～15日(木)午後5時まで

④提出方法

持参又は郵送(必着)による。

※郵送の場合は、必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

⑤提出先

担当窓口(13ページに記載)まで提出すること。

⑥貸与資料

特になし。

⑦留意事項

前記4. (2)⑥に記載した内容のほか、以下の事項について留意すること。

(ア)技術提案書等は、1事業者につき1提案とすること。

(イ)技術提案書等は、1部ずつ A4ファイルに左綴じにすること。また、様式ごとにインデックスを付けること。

(ウ)技術提案書等に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、事業者の負担とする。

(エ)技術提案書等の著作権は事業者に帰属するが、契約した事業者の技術提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。

⑧業務実施方針及び評価テーマに対する提案書作成上の留意事項

(ア)業務実施方針及び評価テーマ1つにつき、A3用紙片面1枚とすること。(印刷の向きは縦横ともに可。カラー可。)

- (イ)提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- (ウ)視覚的表現については、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、模型(模型写真を含む。)、透視図(コンピューターグラフィックスによるものを含む。)、詳細・細部の描き込み、簡易でない表現をしてはならない。
- (エ)技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容の評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- (オ)説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象とならない。
- (カ)視覚的表現の取扱いについては、関連資料の国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方―適切に設計者選定を行うためのマニュアル―」(平成30年5月全国営繕主管課長会議)の49～53ページを参照すること。

⑨失格事項

前記4.(2)⑦に記載した内容のほか、価格提案書の金額が前記1.(5)の委託上限額を超える場合は失格とする。

(5) 辞退する場合

参加表明書の提出後、辞退する場合は、持参又は郵送により辞退届(様式第12号)を提出すること。郵送の場合は、必ず電話にて担当窓口まで到達確認を行うこと。

5. 審査方法

選定委員会において、「大東市立南郷保育所改築等工事基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル技術提案書等提出者の選定及び技術提案書等評価要領」(以下「評価要領」という。)に基づき、書類審査又はヒアリング等による審査を実施し、契約候補者を選定する。なお、審査は二段階方式で実施する。

6. 一次審査(書類審査)

評価要領に基づき、選定委員会が参加表明書等の審査を行い、参加表明書等を提出した者のうち、評価の合計点の高いものから3事業者程度を技術提案書等の提出者として選定する。ただし、同評価の提出者が3事業者を超えて存在する場合はこの限りではない。

(1) 評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	配点
管理技術者を除く配置予定技術者の資格	各業務分野の主任技術者が保有する資格について評価する。	5点
過去10年間の同種又は類似業務の実績	管理技術者、各業務分野の主任技術者が過去10年間に完了させた同種又は類似業務の実績について評価する。(※)	10点
事業者の過去10年間の受賞歴	過去の受賞歴について評価する。	10点

(※)平成27年4月1日以降に完了させた下記の業務実績を審査の対象とする。

保育所、認定こども園、幼稚園の改築工事設計

(2) 一次審査結果の通知

審査結果については、令和7年12月17日(水)に文書発送し、応募者に通知する(別途、電子メールでも通知する。)予定だが、応募及び審査状況によっては変更となる場合がある。なお、評価結果は、応募者に通知しないこととする。

7. 二次審査(ヒアリング審査)

一次審査の結果、技術提案書等の提出者として選定された事業者を対象に、評価要領に基づき、選定委員会による二次審査を行う。選定委員会が、プレゼンテーション及びヒアリングを通じて、以下に示す評価項目の提案内容を審査する。

(1) 評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	配点
一次審査の評価点	—	25点
業務実施方針	・業務の理解度及び取り組み意欲 ・業務の実施方針(取組体制、設計チームの特徴、設計工程等)	10点
評価テーマに対する 技術提案	① 安全・安心でぬくもりやゆとりのある就学前教育・保育環境の整備について	15点
	② 新しい時代の生活の場となる柔軟で創造的な学び空間の整備について (以下の2点) Ⅰ. 課題点などの指摘 Ⅱ. 柔軟で創造的な学び空間の整備	20点
	③ インクルーシブ保育・教育の理念を具現化する環境の整備について	10点
	④ 円滑な園運営と工期遵守を両立させる財政負担軽減につながる整備の手法について	10点
	⑤ 脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育・保育環境の整備について	5点
価格提案	見積書の受注予定金額について評価する。	5点
合計		100点

(2) 技術提案を求める評価テーマ

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下のとおりとする。関連資料のこども家庭庁の「保育政策の新たな方向性」や「こども基本法」等を参考にして、事業者の豊富な経験と実績に基づき提案すること。技術提案書を作成する際には、前記4. (4)⑧に記載した「技術提案書作成上の留意事項」を遵守すること。

① 安全・安心でぬくもりやゆとりのある就学前教育・保育環境の整備について

子どもたちが「安全・安心」に園活動に取り組むことができる環境を整備したいと考えている。

については、関連資料のこども家庭庁の「保育政策の新たな方向性」や「こども基本法」等の内容を十分に踏まえ、以下について提案すること。

子どもたちの目線や多様な行動等も考慮した施設の安全対策、不特定の者がみだりに建物内に侵入することのないような防犯対策、災害後すぐに教育・保育活動が再開できる防災機能の強化、それらを実現する環境を整備していくにあたり、整備の考え方や手法などについて提案すること。

② 新しい時代の生活の場となる柔軟で創造的な学び空間の整備について

老朽化が進む大東市立南郷保育所の園舎を改築するにあたっては、創意・工夫を凝らし、子どもたちの学びと生活の場として、主体性や創造性などを育める環境づくりを進めたいと考えている。

については、以下の2点について提案すること。

I. 課題点などの指摘

「施設概要」などを参考にして、施設として大東市立南郷保育所の評価できる点と課題点の見立てを示し、評価できる点についてはそれを生かす方法を、また課題点については改善する方法を提案すること。なお、現在、エレベーターが未設置である。今回の改築においてコストを抑えながら新設する方法を考えること。

II. 柔軟で創造的な学び空間の整備

さらに、上記での提案内容も踏まえつつ、生活と学びの中で子どもたちの五感を刺激し、心と体の健やかな育ちを育めることができるような保育空間を整備していくにあたり、整備の考え方や手法などについて、斬新なアイデア・創造性に基づく新規性や先駆性も取り入れ提案すること。

《具体例》

保育空間の充実、部屋数や園児数の増減に柔軟に対応できる可変性の確保、園行事に柔軟に対応できる多目的スペース、廊下などの共用部分の有効活用、屋内外のつながりを意識した動線、職員室などの執務空間の改善など

③ インクルーシブ保育・教育の理念を具現化する保育環境の整備について

園には様々な特性を持つ子どもたちが在籍している。そのため、個別最適な学びを実現しながら、園の多様性と包摂性を高めることが必要であり、それらに柔軟に対応できる施設環境を整備したいと考えている。

については、関連資料のこども家庭庁の「保育政策の新たな方向性」や「こども基本法」等も参考にしつつ、以下について提案すること。

障害のある子どもや医療的ケア児、異なる文化的背景をもつ子どもなど、多様な支援ニーズを有する子どもとその他の子どもたちが可能な限り共に教育・保育を受けられる学びの場を整備するとともに、一人一人のニーズに最も的確に応える保育を提供できるような環境を整備していくにあたり、整備の考え方や手法などについて提案すること。

《具体例》

バリアフリー・ユニバーサルデザイン、隠れ家的な空間やクールダウンできる空間、多目的トイレの設置、災害対応(車いすの子どもの避難方法)など

④ 円滑な園運営と工期遵守を両立させる財政負担軽減につながる整備の手法について

今回の改築工事では、1年を超える工期を想定しており、園舎での子どもたちの生活を確保しながら、概ね棟あるいはフロアごとに工事を行う「ローリング方式」を検討しているところである。工事中の既存園舎において教育・保育活動が継続されている中、可能な限り園児や園職員の負担を軽減し、一方で工期スケジュールに沿って整備工事を進めることが重要と考えている。

また、今回の改築では、園舎及びその他全てを対象として予定工事費を約7.3億円と見込んでいるが、本市の財政構造の硬直化、近年の建設物価の高騰を鑑みした場合、コスト削減につながる取り組みが以前にも増して重要であるとも考えている。

については、以下について提案すること。

工事中の騒音、振動、粉塵、臭気等の発生を抑制するための設計上の工夫、予定工期内の概略工程、動線計画について提案すること。また、可能ならば仮設園舎を用いない実現性の高いローリング方式、それが難しい場合は仮設園舎を用いた効率的なローリング方式や、工期短縮に向けたアイデアや設計上の工夫等について提案すること。特に、施工と齟齬のない設計図の作成手法について、具体的なアイデア等があれば言及すること。さらに、インシヤルコスト及びランニングコストの縮減につながる手法や考え方について、具体的に提案すること。

⑤ 脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な保育環境の整備について

環境との共生の観点に立ち、省エネ機能を積極的に取り入れた持続可能な保育環境を整備したいと考えている。

については、以下について提案すること。

壁や窓などの断熱性能の向上、高効率照明などの導入、木材利用(快適で温かみのある保育・生活空間の構築)、空調の効率的な維持管理などによって、脱炭素化を実現する保育環境を整備していくにあたり、整備の考え方や手法などについて提案すること。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

以下のとおり、技術提案書等の提出者ごとにヒアリングを行う。

① 実施日時

令和8年1月27日(火)〔予定〕

②実施場所

技術提案書等の提出者の選定後、別途通知する。

③出席者

配置予定の管理技術者(「様式第6号」に記載されたもの)を含め、5名以内(パソコン操作者を含む。)とする。

④実施方法等

- ・評価項目のうち、「業務実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」の内容について、説明時間20分以内で説明すること。その後、30分程度の質疑応答を行う。
- ・説明及び視覚的表現については、提出済みの技術提案書等に記載した内容と同一とすること。
- ・説明の際、パワーポイントの使用を可とする。大型モニター(接続端子は HDMI)は事務局側で用意するが、パソコンは事業者側で準備すること。
- ・事前に提出した技術提案書等の内容の修正は認めない。ヒアリング時の追加資料の提出及び提示も認めない。

(4) 二次審査結果の通知

審査結果については、令和8年2月上旬～中旬(予定)に技術提案書等の提出者に通知する。なお、選定理由・結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

8. 契約候補者(最優秀提案者)の選定

二次審査の結果により、評価点が最も高い事業者を第一位契約候補者(最優秀提案者)に、次に評価点が高い事業者を第二位契約候補者(優秀提案者)に選定する。評価点が同点の場合、「業務実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」の評価点の合計が最も高い事業者を上位者とする。それでも評価点が同点の場合は、価格提案が最も低い事業者を上位者とする。なお、「業務実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」5項目のいずれかの評価点が0点の場合は、契約候補者として選定しない。また、評価点の合計(価格提案の評価点は除く)が57点に満たない場合も契約候補者として選定しない。

技術提案書等の提出者として選定(二次審査)されたものが1事業者であった場合でも、評価点の合計(価格提案の評価点は除く)が57点以上であれば、当該事業者を契約候補者として選定する。

9. 契約候補者の公表

契約候補者選定後、速やかに次に掲げる事項をホームページに公表する。

- (1) 業務名及び業務概要
- (2) 契約候補者を選定した日
- (3) 第一位契約候補者(最優秀提案者)及び評価点
- (4) 第二位契約候補者(優秀提案者)及び評価点
- (5) 応募者数
- (6) その他必要な事項

10. 契約手続き

- (1) 第一位契約候補者に選定された事業者と大東市との間で委託内容について再度調整を行い、協議が整った場合、委託契約を締結する。なお、第一位契約候補者との協議が不調となった場合(失格事項に該当することが認められた場合を含む。)は、次順位である事業者と協議を行うものとする。
- (2) 協議を行う場合でも、契約金額については、二次審査において価格提案した金額以内とする。
- (3) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的として実施したものである。大東市は、当然のことながら技術提案の内容を尊重するが、今回の設計業務において、その内容に拘束されないものとする。
- (4) 選定された契約候補者が特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式第12号)を提出すること。その場合、次順位である事業者と協議を行うものとする。
- (5) 前記4. (2)⑦に記載した失格事項に該当することが発覚した場合は、契約締結後においても契約を解除することができるものとする。

11. 担当窓口（事務局）

部署名:大東市 福祉・子ども部 こども家庭室 保育幼稚園グループ

住 所:〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号

電 話:072-870-0474

F A X:072-872-2189

E-mail :hoiku@city.daito.lg.jp

資 料

- 大東市立南郷保育所改築等工事基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル技術提案書等提出者の選定及び技術提案書等評価要領
- 大東市立南郷保育所改築等工事基本・実施設計業務委託仕様書【改修等】
- 大東市立南郷保育所施設の概要
- 様式集

様式の名称	様式番号	備考
参加表明書(単体企業用)	様式第1-1号	
参加表明書(設計共同体用)	様式第1-2号	
設計共同体協定書	様式第2号	・該当する場合のみ提出
会社概要	様式第3号	
業務実施体制	様式第4号	
協力事務所の名称等	様式第5号	・該当する場合のみ提出
管理技術者の経歴等	様式第6号	・添付書類も提出のこと
主任技術者の経歴等	様式第7号	・添付書類も提出のこと
事業者の過去10年間の受賞歴	様式第8号	・該当する場合のみ提出 ・添付書類も提出のこと
技術提案書(単体企業用)	様式第9-1号	

技術提案書(設計共同体用)	様式第9－2号	
業務実施方針に関する提案書	様式第10号	
評価テーマに対する提案書	様式第11号	
辞退届	様式第12号	
質問書	様式第13号	

関 連 資 料

- 大東市こども計画
- 建築設計業務委託の進め方ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー
(平成30年5月全国営繕主管課長会議)49～53ページ
- 保育政策の新たな方向性〔こども家庭庁〕
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例
- こども基本法